

## 第6章 保存管理の方向性・方法

保存管理の方向性・方法を以下に示す。

### 第1節 保存管理の方向性

#### (1) 遺跡の本質的価値を構成する要素の保存

- ・計画的な公有地化を進め、地下遺構の適切な保存を図る。
- ・本質的価値を損なわないよう日常的、定期的な維持管理を行う。
- ・各種調査、整備活用にあたっては地下遺構の保存を大前提とする。
- ・出土遺物については、良好な環境下で保存するとともに台帳等による管理を徹底する。

#### (2) 遺跡の本質的価値の正確な把握

- ・指定地外の耳取遺跡包蔵地を含め、整備に関わって必要に応じた調査を実施する。
- ・新たな調査成果に基づき、適正な保存や新たな価値の発見に努める。

#### (3) 周辺の要素把握調査の推進及び自然との一体的な管理

- ・指定地周辺に点在する、他の遺跡についても必要に応じて調査・把握し、必要な対策を検討する。
- ・周辺の自然について継続的な調査を行い、その変化等を把握し、必要な対策を検討する。
- ・周辺の自然や遺構を含め、一体的な管理を行う。
- ・崩落について現状を把握し、防止するための方策を検討する。

## 第2節 保存管理の方法

### (1) 史跡指定地内

- ・計画的な公有地化を進め、地下遺構の厳正な保存を図る。
- ・本質的価値を損なわないよう日常的、定期的な維持管理を行う。
- ・各種調査、整備活用にあたっては地下遺構の保存を大前提とする。
- ・出土遺物については、良好な環境下で保存するとともに台帳等による管理を徹底する。

### (2) 史跡指定地外の遺跡

- ・周知の埋蔵文化財包蔵地として、必要に応じて調査・保存する。
- ・新たな調査成果に基づき、適正な保存や新たな価値の発見に努める。

### (3) 住民参加型の保存管理の推進

- ・保存管理への積極的な住民参加を推進する。
- ・市民の貴重な資産として後世に継承していくための仕組みをつくる。

### (4) 周辺の要素把握調査の推進及び自然との一体的な管理

- ・指定地周辺に点在する、他の遺跡についても必要に応じて調査・把握し、必要な対策に努める。
- ・周辺の自然について必要に応じて調査を行い、その変化等を把握し、必要な対策に努める。
- ・周辺の自然や遺構を含め、一体的な管理を行う。
- ・史跡指定地内およびその周辺の樹木については倒木等により遺構に被害を及ぼすことがないように適切に管理する。
- ・崩落については現状を把握し、崩落を防止するために必要な方策に努める。特に現状で崩落の危険性が高い西側および東側の斜面部においては、定期的な巡回によりその状況把握を行う。

### 第3節 現状変更等の取扱い方針・取扱い基準

#### (1) 取扱い方針

史跡指定地内における現状変更等の取扱いの基本方針としては、史跡の保存管理・活用及び環境保全上必要なもの以外は原則として認めないこととする。

また、耳取遺跡を含む丘陵は全て都市計画法に基づく市街化調整区域及び農振法に基づく農業振興地域に含まれている。そのため指定地外の丘陵地においては、都市計画法によって例外を除き開発行為は許可されない。さらに、農振法によって農業振興地域内の農用地区域では原則として農業以外の目的で土地を利用することができないため、農地転用等の許可が必要となる。

なお、文化財保護法第125条第1項に示すとおり、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為については文化庁長官の許可が必要であるが、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、その影響が軽微である場合はこの限りでない。

史跡指定地外の周辺地域についても、地下の遺構を毀損しないこと、景観を大きく損ねないこと等の条件を付す。

#### (2) 取扱い基準

現状変更等の取扱い基準は、①建築物の新築・増築・撤去、②工作物の新設・改修・撤去、③管理用道路・園路建設、④管理用道路・園路改良、⑤埋設管の新設・改修・撤去、⑥側溝の新設・改修・撤去、⑦樹木の植栽、⑧樹木の伐採、⑨地形の変更の項目を設定した。

表 6-1 取扱い基準

|               | 本質的価値を有する地区  | それ以外の史跡指定地  |
|---------------|--|---|
| ①建築物の新築・増築・撤去 | 新築：認めない。ただし、復元住居については、遺構の保存に支障のない限り認める<br>増築・撤去：－                          | 新築：史跡の保存管理、活用上必要なもの以外は認めない<br>増築・撤去：遺構の保存に支障のない限りは認める |
| ②工作物の新設・改修・撤去 | 新設：史跡の保存管理・活用上必要なもの以外は認めない<br>改修：遺構の保存に支障のない限りは認める<br>撤去：遺構の保存に支障のない限りは認める |   |
| ③管理用道路・園路建設   | 敷設：史跡の保存管理・活用上必要なものについては、遺構の保存に支障のない場合のみ認める                                |   |
| ④管理用道路・園路改良   | 改良：史跡の保存管理・活用上必要なものについては、遺構の保存に支障のない場合のみ認める                                |   |
| ⑤埋設管の新設・改修・撤去 | 新築：史跡の保存管理・活用上必要なもの以外は認めない<br>改修、撤去：遺構の保存に支障のない限りは認める                      |   |
| ⑥側溝の新設・改修・撤去  | 新築：史跡の保存管理・活用上必要なもの以外は認めない<br>改修、撤去：遺構の保存に支障のない限りは認める                      |   |
| ⑦樹木の植栽        | 史跡の保存管理・活用上及び環境保全上必要な場合は、遺構の保存に支障がない限り認める                                  |   |
| ⑧樹木の伐採        | 史跡の保存管理・活用上及び環境保全上必要なものは、遺構の保存に支障のない場合のみ認める。ただし、伐根は行わない                    |   |
| ⑨地形の変更        | 史跡の保存管理・活用上及び環境保全上必要なものについては、遺構の保存に支障のない場合のみ認める                            |   |

※現状で設置されている建築物・工作物・道路・園路・埋設管・側溝はなく、今後新設されたものについて、改修・撤去の取扱いを適用する。

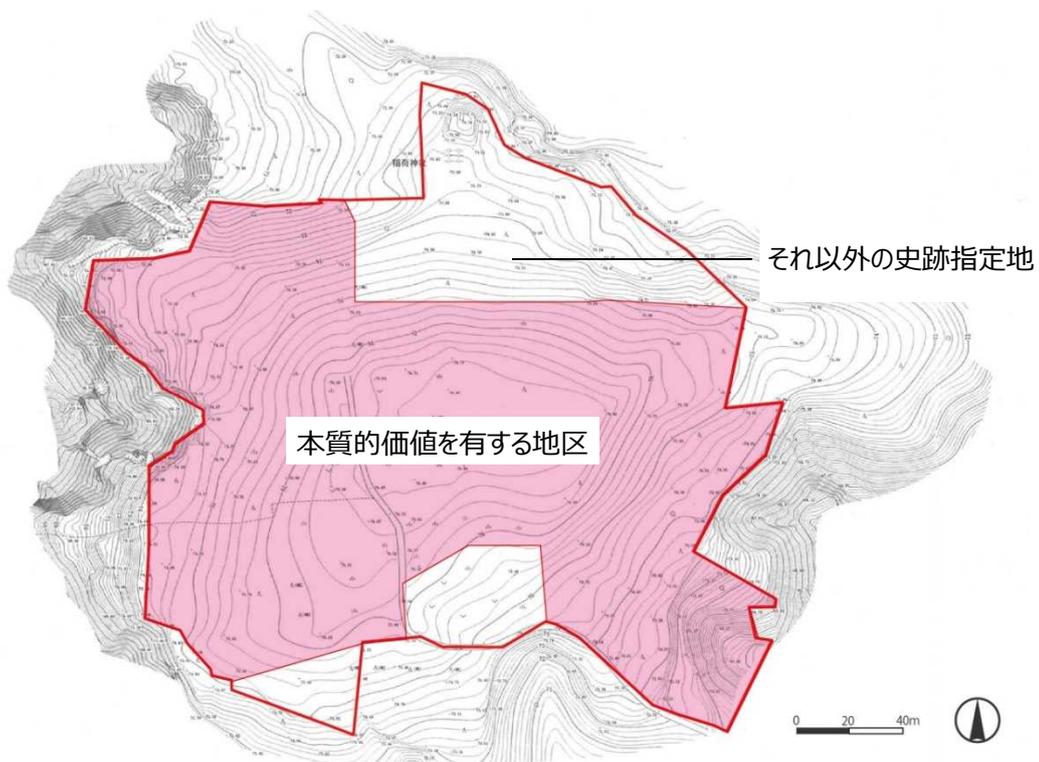


図 6-1 取扱い基準を設定したエリア

第4節 指定地外の取扱い方針

指定地外のうち、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場所で土木工事等を行う際は、文化財保護法（第93条、第94条）の対象となり、新潟県教育委員会への届出等が必要となる。

なお、指定地内と同様に都市計画法・農振法の規制の対象となる区域があるため、開発行為・農地転用等に当たっては許可が必要となる。

史跡指定地の南西にある森林の一部は保安林に指定されており、立木の伐採や土地の形質の変更等に対して知事の許可が必要となる。

また、耳取遺跡の森林は森林法第5条に規定する地域森林計画対象民有林に含まれていることから、林地の開発行為の許可と伐採及び伐採後の造林の届出が必要となる。

その他、追加指定・公有化・土木工事等の取扱いについて、図6-2に示した地区区分ごとの取扱い方針を下表（表6-2）のとおり定める。

表6-2 指定地外の取扱い方針

|             | Aゾーン<br>史跡周辺の未指定地区   | Bゾーン<br>史跡周辺の<br>その他埋蔵文化財包蔵地                        | Cゾーン<br>遺跡を含む丘陵地 |
|-------------|--|---|------------------|
| 追加指定        | 調査結果により検討する  | —   | —                |
| 公有化         | 調査結果により検討する  | 重要な内容が確認された場合については検討する                              | —                |
| 土木工事等の取扱い方針 | 原則確認調査を行う方針とする<br>樹木の伐採等の管理に際しては、遺跡の保存との調整を十分に図り、史跡にふさわしい景観・環境に配慮する方針とする | 原則確認調査を行う方針とする<br>整備等に当たっては、史跡にふさわしい景観・環境に配慮する方針とする | 必要に応じて試掘調査に努める   |

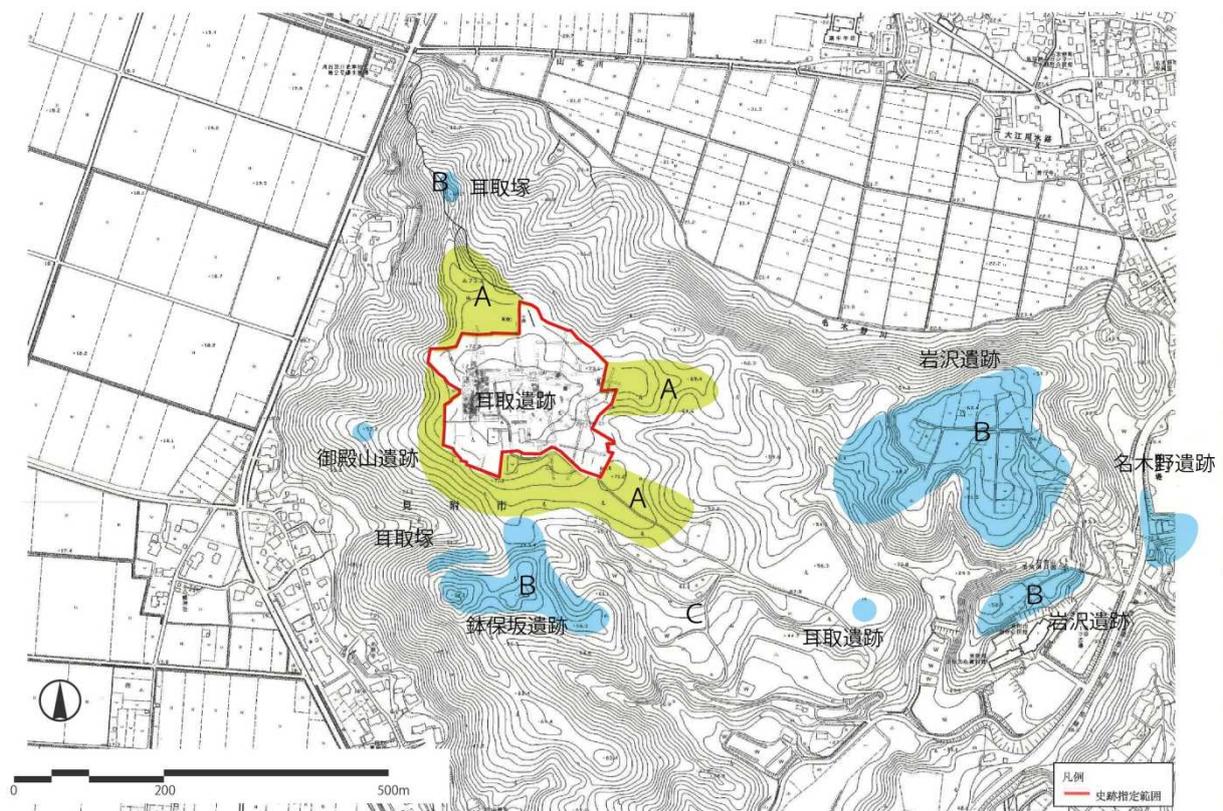


図 6-2 指定地外の取扱い方針区分図

### 第5節 追加指定・公有化

史跡を適切に保存し、管理していくためには、必要に応じて史跡内及びその周辺域を含め発掘調査を行い、より正確な遺跡の内容把握を行うとともに、重要な内容が確認された場合は、史跡の追加指定や公有化について検討する。